

薬局・店舗販売業各申請（届）書の提出部数及び記載上の注意

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意
薬 局 ・ 店 舗 販 売 業 許 可 申 請 （ 新 規 ）	許 可 申 請 書 （手数料34,100円） 21.6.1現在	1	1 薬剤師名簿登録（販売従事登録）年月日は、最初（旧免許）に登録した年月日を記載します。（裏書きのある場合は、裏書きの年月日となります。） 2 過当たり勤務時間数に変動がある場合は、過平均により算出してください 3 調剤に従事しない薬剤師がいる場合、また一般用医薬品の販売又は授与に従事しない薬剤師がいる場合は、「過当たり勤務時間数」欄にその旨記載してください。 4 取扱い処方せん数は、推定数を記載します。 5 兼営事業（管理医療機器販売業・賃貸業等）を記載します。 6 申請者の欠格条項に当該する事実がなければ、「なし」と記載します（法人の場合は「全員なし」と記載します。） 5 申請者が法人の場合は、登録された代表者印を押します。
	1 平 面 図	1	1 第1類医薬品・指定第2類医薬品の陳列場所、冷蔵貯蔵設備・毒薬貯蔵設備、及び情報を提供するための設備を明示します。 2 調剤室を概略で記載します。
	2 登記事項証明書（申請者が法人の場合）	1	1 6か月以内に発行されたものが有効です。 2 法人の目的に、薬局経営・調剤・医薬品の販売等に関する業務に該当する業務の記載が必要です。 3 すでに都内の他の店舗等において提出済（特別区長及び八王子市長に提出したものを除く。）で、登記内容に変更がなければ、省略できます。
	3 診 断 書 又は 疎 明 書 （申請者が法人の場合、監査役・監事を除く法人の業務を行う全役員）	1	1 診断書の場合、診断項目には「精神機能の障害の有無」と「麻薬、大麻、あへん、若しくは覚せい剤 の中毒の有無」が必要です。なお、診断年月日から3か月以内のものが有効です。 2 疎明書の場合、「精神機能の障害により、欠格事由に該当するものではない」「麻薬、大麻、あへん、若しくは覚せい剤の中毒者ではない」旨の疎明書が必要です。 3 法人の場合の留意点 (1)薬事の業務を行う役員を選任し、その範囲を画定した場合は、役員の業務分担の組織図等を提出したうえで代表権を有する役員と担当役員の診断書又は疎明書を提出します。 (2)すでに都内の他の店舗等において提出済（特別区長及び八王子市長に提出したものを除く。）で役員に変更がなければ、省略できます。
	4 証 書	1	薬剤師・登録販売者が申請者（法人の場合も含む。）に雇用されている場合に必要です。ただし、勤務薬剤師・勤務登録販売者で、都内の他の店舗等において提出済（特別区長及び八王子市長に提出したものを除く。）の場合は省略できます。
	5 資格証明書	1	薬剤師：薬剤師免許証の本証を持参してください。 登録販売者：販売従事登録証の本証を持参してください。

薬 局 業務運営 ガイドラ イン運用 指針	薬局の独立性の 申告書	1	薬局の申請者のみ提出してください。
	非薬剤師の申告 書及び確認書	1	薬局の申請者が薬剤師ではない場合のみ提出してください。（ただし、法人の代表者が薬剤師の場合は必要ありません。）

郵便等販売届出書	1	1 新たに郵便等販売を行おうとするときはあらかじめ提出してください。 2 販売を行う場所の構造設備の概要欄に「別紙のとおり」と記載し、平面図を添付してください。 3 販売方法の概要欄には、カタログ及びインターネット等の広告方法、郵送及び直接配送等の輸送方法を記載してください。また、広告方法としてインターネットを用いる場合は、ホームページアドレスを記載してください。 4 郵便等販売の方法を変更した場合は、変更後30日以内に郵便等販売届書提出してください。その際「販売方法の概要欄」に変更後の郵便等販売の方法を、「備考欄」に変更年月日を記載してください。	
添付書類	平面図	1	店舗の構造設備の概要を記載のうえ、貯蔵設備を明示してください。